

第40回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和6年7月12日（金）13時30分 ～ 15時50分
- 2 場 所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 浅内自治会（会長 平川修）
【敬称略】小野沢自治会（会長 渡辺正史）
能代南土地改良区（理事長 大塚和浩、保坂智）
能代の産廃を考える会（事務局長 原田悦子）
能代市浅内財産区（能代市総務部長 畠中徹）
能代市（環境産業部長 大谷勉）
秋田県（委員長：生活環境部長 伊藤真人）
- 4 議 事（1）令和5年度水質等調査結果について
（2）令和5年度環境保全対策の実施状況について
（3）令和6年度の環境保全対策について
（4）その他
- 5 挨 拶

○秋田県 伊藤生活環境部長 挨拶（要旨）

能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策については、平成17年2月に産廃特措法に基づく実施計画により、本格的にスタートしているが、昨年度からは、これに続く国の新しい支援制度を受けて、水質の浄化対策に取り組んでいるところである。

これまで講じてきた対策により、センター周辺の沢に滲出している地下水については、徐々に浄化が進んできており、蒲の沢の1，4－ジオキサンについても、環境基準の達成まであと一息というところまで改善されてきている。

一方で、遮水壁の内側については、未だに環境基準を上回る汚染が存在しており、浄化には、まだかなり時間がかかる状況になっている。

現在国から受けている支援については、環境省から令和9年度までの支援の承認をいただいているが、産廃特措法に比べると支援の対象範囲が縮小されていることから、地域の皆様の環境保全対策を最優先としつつ、これまでの取り組みをしっかりと検証して、効率的な維持管理を継続したいと考えている。

本日は、直近の水質等調査結果と、センターの環境保全対策を中心に説明させていただくため、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜るようお願いする。

（議事（1）、（2）、（3）について事務局で説明後、質疑応答）

【質疑の概要】

- | | |
|-----|--|
| 委 員 | 1，4－ジオキサンという物質は、例えば、くみ上げ処理しか方法はないと思うが、最終的には自然に分解や蒸発するというのが特性なのか。 |
| 事務局 | 1，4－ジオキサンについては、センター内の促進酸化施設で、薬剤とオゾンにより分解処理している。 |
| 委 員 | 過去に、なかなか分解が難しい物質で、処理できないような話をされていたが、現在は処理できているということか。 |
| 事務局 | 現在は処理できている。 |

委 員	今ある施設で処理はできるが、スパン的にかなり長くかかるということか。
事務局	処理に何十時間もかかるものではないが、施設の処理能力があり、それを超えないように管理している。
委 員	資料２の昨年の大雨被害について、復旧工事を行ったようだが、この被害によって、雨水が漏れた、道路が崩れたなどといった大きな被害はなかったか。
事務局	昨年の大雨では、雨水を排除するための側溝の一部がずれたため、そこを元に戻した。昨年度の大雨では、それ以外は大丈夫だった。
委 員	資料１（１３ページなど）に色々なグラフが出ている。基準が下の方に示されているが、基準をもっと上の方に示すグラフは作らないのか。
事務局	縦軸のスケールの取り方次第であり、作ることは可能である。決して意図的に見えづらいようにしているわけではない。
委 員	資料２、３の環境モニタリングについて、モニタリングの地点数が令和６年度は２地点減っているが、どこを減らしたのか。また、減らした理由は何か。
事務局	資料３の令和６年度は当初計画の地点数を載せている。例えば、ポンプの故障や濁水で水が採れないような井戸に関しては当初計画から抜いており、年間の中で改善が見られた場合は、追加して調査している。基本的には、周辺公共用水域は変更なく、センターの中で揚水井戸や観測井戸の状況を見てモニタリング地点を増減している。
事務局	調査できる所は調査して、水が採れなくなったような所が減っているかたちである。
委 員	施設全体のメンテナンスを行ってもらっており、排水路がずれて修理したということだが、他に重大な事故はなかったか。
事務局	その他で重大な事故は起きていない。
委 員	施設の非常に老朽化してきている所もある。メンテナンスをずっと行っていると思うが、多少心配な面もある。
事務局	メンテナンスをしっかりとやって、日々対応している。重大な事故があれば、当然皆様方に報告する。
委 員	水質調査をはじめ、調査いただいていることについては、改めて感謝申し上げたい。様々な場所の調査をされているが、No. 6 処分場に関する調査が全然ない。No. 6 処分場の位置に関する観測井戸や、揚水井戸が設置されているかも分からないが、この各種調査の中には一切出てきていない。

事務局	No. 6 処分場については、グラフは示していないが、資料 1 の 4 ページの東側にある揚水井戸 3 5 が No. 6 処分場の保有水を調べているポイントである。
委 員	昨日、現場を見に行行って驚いたのは、No. 6 処分場の中身の入ったドラム缶が出たボーリング調査地点で保有水を調べていると思っていたが、その揚水井戸は、ボーリング調査した地点とは違う所に設置されていた。
事務局	平成 2 5 年、2 6 年の調査の時に、No. 6 処分場などでボーリング調査した所は、おそらく口径の問題だと思うが、直接揚水井戸としては使えなかった。揚水井戸 3 5 は、調査地点のすぐ近くに掘ったものである。
委 員	ボーリングした形跡は、大概そこに残っているはずであるが、昨日、私が帰った後にでも探したものか。
事務局	手持ちのデータでボーリングの位置を確かめたが、その場で探し当てることはできなかった。ただ、あの近くをボーリングしているのは施工当時の図面で確かである。時間の関係で確認できなかった部分もあるため、今後確認したいと考えている。
委 員	そのボーリングのポイントは、あそこのカーブを曲がったとき、重量のある車が通ると、そこが下がる感じがすると聞いたことがあり、私が決めた場所。No. 6 処分場については、どこからどこまでが処分場なのか、その形態が全くないが、道路を通った車が下がるということであれば、もしかしたら、そこにドラム缶があるのではないかということでボーリングのポイントをそこにした。そこを基本に、国の基準である 3 0 メートルの半分の 1 5 メートル間隔でボーリングを行った。そのボーリングでドラム缶が出ている場所を不明にしてしまうのは、おかしいと思う。我々住民からは、平成 2 7 年以降、県議会の方に、No. 6、No. 5、No. 4 処分場は、再調査、掘削などするようお願いしに行っている経緯がある。我々住民は、県が水の調査をして、その報告を受けるだけの存在なのかと思った。前回の協議会でも No. 6 処分場を掘る根拠がないと話をしてしたが、それは誰が決めたのか。
事務局	本来事業者がやるべきところを、措置命令をかけて行政代執行で行っている中で、No. 6 処分場についても同様に水処理を中心とした対策をこれまでも行っているところである。
委 員	水処理を中心にやるということは、課内で決まったことなのか。
事務局	相手方に指示した措置命令の内容を県が代執行している。
委 員	措置命令は、処分場全体の水処理をするよう出していて、代執行は維持管理していく上で、必要な部分をやっていくということだが、私たちは県が特措法の同意を得た以降、ずっと掘ってくださいと言ってきている。住民は、処分場にドラム缶を埋めている状況を処分場の上にある神社から見ている。県が住民から聞き取り調査をした時に、ナンバー付きの処分場全てを出されても、混乱

するということもあり、とりあえず、No. 1、2 処分場について、主に住民の
見ているものを聞きたいということだった。住民は、No. 3、4、5、6、7 処
分場みんな一緒くたに言っているのだが、県がいざ掘るとなったときには、と
りあえず No. 1 処分場を掘り、次に No. 2 処分場と順序を立てながらやってい
た。だから、No. 6 処分場については、No. 1、No. 2 処分場が終わった一昨年あ
たりから、No. 6 処分場をテーブルにあげてくださいと言っているはずである。
でもその間に、No. 6 処分場のボーリングした位置さえ分からなくなっている。

事務局 ボーリングの位置については、施工図面など全て残されているので、座標か
ら割り出すことができる。昨日、現地視察の時に見つけられなかったのは、持
参した資料が足りなかったためであり、大変申し訳ないと思うが、分からなく
しているとか、分からなくなってもよいと考えているわけではないので、その
点をご理解いただきたい。

委 員 では、掘らないと決めたのは誰か。どこで決まったのか。

事務局 No. 6 処分場は、機能している遮水シートがあり、保有水も採れる状況にある。
No. 6 処分場の保有水は揚水井戸 3 5 から採っているが、その水質結果よりもど
ちらかという、遮水壁内で、シートの外側の地下水の方が汚れている状況も
踏まえて、遮水機能は確保されていると判断しており、遮水シートの中のもの
については、その状態のまま安定化を図っていきたいと考えている。

委 員 それは安定化できるのか。

事務局 補足するが、掘らないということを決めたのではなく、現段階で掘る理由が
ないと説明をしているはずである。

委 員 現段階というのは。

事務局 今の水質の状況である。

委 員 そうすると水質が悪化したときはどうするのか。

事務局 その場合は、掘るという手法も含めて検討していかなければならないと考え
ている。

委 員 それは、永遠に待たなければいけないということか。

事務局 今はそれでお願いしている。

委 員 冗談じゃない。ボーリングするときの県の姿勢は、処分場に不適切なものが
入っていれば、それらを全部撤去するということで、ボーリングを始めたはず
だ。

これから先も保有水の水質が悪化しているとか、悪化していないという県の
説明を受けて、頭の中にはドラム缶の入っている場所をいつも入れながら、県

の維持管理の報告書を見ているだけが私たちの仕事なのか。

事務局 現在の状況で、No. 1、No. 2 処分場のときと明らかに違うのが、周辺の地下水の汚れである。現在の揚水井戸 3 5 とは比べものにならないくらい汚れていたはず。また、遮水シートもなく、維持管理に与える影響も高く、周辺の環境に影響を与える可能性があるということで、掘削するという方針になったはずである。

委員 No. 1、No. 2 処分場も何年も掘らないと言ってきた。1 回掘ったけれど、周囲がそんなに汚れているのに、2 回目はもう掘らないと言ってきた。それで、私が働きかけをしたことから、残して維持管理を永遠と続けるより、維持管理をしなければならない状態の原因となっているものを除去した方が早く浄化できる、対策につながるということになった。それで、あんなに掘らないと言っていたのを掘るようになった。No. 6 処分場もきちんと位置確認した上で維持管理していつてもらいたい。No. 6 の処分場は、届出書類もなかった。

事務局 届出書類は、保健所に昭和 6 1 年に報告書として出ていた。

委員 県では、私たちが文書公開請求を行ったのに対し、No. 6 処分場に関する文書は不存在だと何年間も言ってきたが、そうすると、県は私たちに嘘をついていたということか。保健所にあるものも全て公開するように請求してきたが、倒産してから、保健所にその書類があった。その書類を見れば、シートが張ってあると言ってきた。遮水シートだって写真を見ればあるかもしれないが、あっても繋ぎ目がどうなっているか。そういう意味の分からない No. 6 処分場はこのまま放置しておくわけにはいかない。保有水の調査ではなく、不適切な処分場として、その物を取り除いてもらわないとだめだと思う。私も No. 1、No. 2 処分場の掘削が終わったら、次 No. 6 処分場だろうと、県に甘えている部分があったかもしれない。この協議会は、平成 1 7 年に産廃特措法を適用するために、それまでの浅内環境再生懇談会をやめて、平成 1 6 年に設立したものであり、産廃の適正処理をするためのツールだという原点に戻ってもう少し大事にしていきたい。このツールをおろそかにすることが見受けられるときは、住民 5 団体もそれなりの覚悟を持って県と対峙していくが、そうならないようにしていきたい。このツールはとても大事で、どこに行ってもこのようにうまく話し合いしながらやっている所はないと思う。No. 6 処分場の今後のあり方についても、掘らないことが決まっていけないという言い方をするが、決まっているようなものではないか。

事務局 県としては水質の状況を踏まえて管理させていただきたいと考えている。

委員 水質だけの管理ではだめだ。

事務局 水質を監視し、その変動が明らかになったときには...

委員 水質の変動が明らかになるのは何十年後か。県職員は、1 年とか、2 年でみんな交代していく。そうして、その先輩から受け継いだものを資料にまとめて

住民に説明するが、住民はその資料を渡されても、専門的で誰も読めない。
特措法の期限は令和9年までか。

事務局 特措法は令和4年までで期限が切れており、現在は、それに続く環境省の支援を5年間受けている。

委員 私は前から言っているが、能代産業廃棄物処理センターの維持管理は100年かかると思っている。普通の処分場であれば、だいたい15年から20年ほどで土に還る。

県の廃棄物対策室ができたのが、平成3年か4年頃だったが、それから何十年経ったと思っているのか。今後この協議会というツールを大事にしてもらって、県と市と住民が、よく話し合っって物事を決めてもらわないと困る。

委員長 今、昔の話も含めて、様々お話いただいた。No.6処分場について、当時届け出た書類が無いと県で言っていたが、あとから保健所に、届出ではなくて任意の報告書類があったということがわかったと、私はそこを詳しく確認したわけではないし、本庁で把握してなくて無いと言っていたのかもしれないが、少なくとも、あるのを分かっているのに無いと言っていたのではないかなと思われるような状況にあったということは、県として非常に申し訳ないし、反省しなければいけないと思う。

No.1、No.2処分場を掘らない、掘らないと言って、最終的に掘ったというお話もあった。行政なので、その時々色々な状況を見て判断をした上で、掘らないとか、掘るという変遷がきっとあったと思う。前部長からは、No.1、No.2処分場については、そもそも、ボーリング調査などの結果、遮水シートがなく、下に浸透していくことを防ぐような措置を全くしていない状況で廃棄物が捨てられていた。また、その水質も非常に良くなく、そのまま処分場を管理していくとしても莫大な労力がかかるという判断で、最終的に、この協議会のご意見などを踏まえて掘ることにしたと聞いている。

現在の状況としては、No.6処分場については、遮水シートが張られていた形跡があり、遮水壁で周りを囲っている。また、保有水があるということは、遮水シートが効いているという状況だと判断している。

産業廃棄物処分場の汚染の処理に関する対処の方法としては、国の指針が出ており、最終処分場において浸出液により公共の水域を汚染するおそれが生じている場合、遮蔽工事や浸出液処理施設の維持管理によって、支障の発生を防止できるときは、まずはその措置を講ずるように命じるべきとされていて、産廃特措法に基づく実施計画でもそういう計画を立て、県で対応してきている。指針には、続きがあり、これらの方法によって、支障の発生を防止できないときに初めて、処分された廃棄物の撤去を命ずるという方針が示されている。県だけの予算では、なかなか対応できないことから、現在国の支援を受けているということもあり、その方針から外れた対応が、県としてできにくいということとは、ご理解いただきたい。

皆様からもご意見出ているとおり、いかに閉鎖的な空間が現在保たれているとは言ってもそこにドラム缶が埋まっているとすれば、不安がある。だから撤去してほしいという声も分かる。私もそういう立場になれば、そういう気持ちになるかもしれないとお話を聞いていて思ったが、県として、一番優先に考え

ているのは、地域の生活環境がしっかりと保たれることであり、皆様の生活域の中に汚染された水が流れたり、滲み出ていたりして環境基準を超えない状態を保つことが、まず一番だと思っている。その対策のためには、ドラム缶を撤去するという方策もあると思う。また、今やっているように、しっかり閉鎖性を確保しながら、中や外の水の浄化を続けて、その影響を能代産廃の外に出ていかないようにするとともに、常に監視をして、仮にその数値が動いた時には、ただちにその後の対策に移っていくという方法もあると思う。そうした状況の中で、県として、一定の生活環境を最低限守れる対策を取るために、国の方針や、県の財政事情も勘案し、令和6年度の対応としては、場内、場外、周辺で水処理をしながら、しっかり水質の変化の状況を監視していくことをやらせていただきたいと考えており、今日はそのご理解を得るための説明をさせていただいた。

協議会をないがしろにするつもりは全くない。昨年度も、今年度も No.6 処分場を掘って中にドラム缶が埋まっていれば撤去してほしいという趣旨のお話をいただいたし、皆様の反応を見ていけば、それが一番のご希望だということも受け止めた。このあと県としてそういうことも含めて検討していかなければいけないと思うが、先ほど申し上げたような状況もあり、今年度の対策についてはご理解いただきたい。このあとも、この会議でしっかり意見を聞くことも大事だし、県として、能代産廃の周辺及び場内の水質がどうなっているか、しっかり水質の管理がコントロールできているのか、それとも危ないのかということは、しっかり説明も続けていかないといけないと思う。その意見交換をする中で、適切な対応をとっていきたいと考えている。この協議会は県も非常に重要な協議会だと思っており、皆様の意見をしっかりと受け止めて、その上で、県としての、あるいは国との関係での対応も判断していく必要があると思う。引き続き意見を聞きながらやっていきたいと思うのでよろしくお願いします。

委 員 今、部長から丁寧な県の考え方を伺ったが、申し訳ないが、今まで同じことを何回も繰り返して言ってきた。掘る、掘らない。掘る必要がない。十分対策ができています。遮水壁があるから大丈夫。それをずっと繰り返して言ってきた。それで掘ってきた。何年も何も変わっていない。

委員長 これまで掘ってほしいというお話があって、長い年月をかけて、No.1、No.2 処分場を掘って撤去することになったことは、おっしゃるとおりと思う。ただ、それは、同じ議論をして、たまたま掘ることになったということではなく、議論の中で、県として、そこを掘らなければこの水質環境をしっかりと保てないのではないかという判断に至って掘ることにしたものである。先ほど言ったように、No.1、No.2 処分場は遮水シートがなく、他の場内の処分場に比べれば、汚染の度合いが高かった。そのため、意見を繰り返し聞いてきた中ではあるが、県として掘って撤去することが必要だという判断を一定の時点でしたということである。

No.6 処分場については、色々と考え方の違いがあるかもしれないが、遮水シートや遮水壁さえあれば、未来永劫汚染が広がるはずがないということを申し上げているつもりはない。一定の遮蔽措置をした上で、水質を検査している中では、安定化していたり、くみ上げ浄化処理をしている中で濃度が下がってきており、そういうコントロールを、申し訳ないが、当面続けさせていただき

いと考えている。掘って撤去となれば、おそらく何億円、何十億円という費用がかかることになる。そこは生活環境部だけの判断で、この場で決めることもできないし、一定の水質のコントロールができるのであれば、より費用のかからない方法を取るということは、税金を使う立場として求められている部分だと思うので、今の時点ではそういう判断をせざるを得ないと考えている。色々なお気持ちも、これまでの県の対応で不信感を招いてなかなか信用できないという部分も分かるが、水質の監視をしっかり続け、何かあれば適切な対応を取っていくので、そこはご理解いただきたい。

委 員 No. 6 処分場をボーリングした所は、コンクリートを詰め込んで固めてしまっているのではなかったか。

事務局 充填して漏れないようにしている。

委 員 No. 1、No. 2 処分場に引き続いて、No. 6 処分場を途切れなく掘ってくださいと言ってきた段階で、固めていることを去年か一昨年あたりに初めて知った。
掘ることにかかる経費について、国の支援を使って掘るというわけではなく、あくまでも県費を使わなければいけないということか。

事務局 県費である。

委 員 掘るか掘らないかは、県の腹づもり一つで決まると思う。予算がかかるということも分かる。埋まったものをコンクリートで固めてしまっているから外に出ないというが、今、遮水壁の外に汚れが出ていっているのは何なのか。

委員長 遮水壁の外に汚れが出ていっているのは、遮水壁の中から出ていっているというよりも、遮水壁が完全に覆う前に滲み出ていたものが残っているもの。それをくみ上げ浄化処理することによって、蒲の沢以外は、環境基準以下になってきており、蒲の沢も環境基準までもう一息というところまできている。ここは私の考えになるが、掘るか掘らないかは、県の判断一つだというのは確かにそうだが、掘って全量撤去した場合の金額は、他県でやった例を見ると、能代産廃がそれだけかかるか分からないが、七百億円とか五百億円とかかかっている。仮に、県がやるとすれば、税金がないので借金をしなければならない。

技術的な話になるが、借金の比率が18%を超えると県で勝手にお金を借りられなくなる。県は18%を再来年にも超えそうになっていて、超えると、ほぼ実質借りられなくなることから、今現在の事業をなるべく抑えて18%を超えないようにやっている。それをここの撤去のために、例えば何十億円か借りると、義務的経費もあるので全部ではないが、裁量的な投資的事業はできなくなる可能性が非常に高い。そういうことも考えながら、今取れる対策は何かということを、考えていかなければならない状況にある。

皆様の要望どおりでは全くないと思うが、現在の県が考える最善の対応としては、まず一定の閉鎖性がある中で、水処理をしながら、水質をコントロールして、外にその影響が出ないようにする。併せて、その状況を監視して、何かあれば、対策をするということが、令和6年度の判断としては、最善ではないかと考えている。結局、お金が借りられなくなれば、ここの水処理にも影響が

出る可能性がある。そうならないように、全体を見ながら、政策を進めていく必要がある。

委員 金の算段は、県の仕事だ。これだけの熱意があつて、その技術を発揮して金を準備できるか。これは県がやりなさい。それと住民の心配と天秤にかけないでください。外に漏れないようにと言っているが、現に今遮水壁の外も汚れている。それから、本来ならば、第二帯水層の地下水が汚れることはあり得ない。それが、一面に汚れている。遮水壁の外の南沢、これもいつまでも良くなっていない。まず何をどう言おうと、現物を掘る、調査をまずするということだ。

処分場を掘る、掘らないについては、No. 1、No. 2 処分場を掘る、掘らないで、県と何回も話し合った。1年に1回の協議会で、掘ってくれ、いや大丈夫だと繰り返すのは、どうかと思う。協議会とは別に、掘る、掘らないについて、腹を割って話し合う場が No. 1 処分場の時のように必要ではないかと思う。

事務局 県の方針として、皆様の生活環境に影響を与えないというものがあり、住民の方々の一番の基本的な希望はそこだと思う。基本的なところは合っているが、そこに至る道のやり方で、今意見が食い違っているという状況にあると思う。

今は簡単に説明しているが、なぜ水質に変化がないと手が出せないのか、あるいは、今掘る理由がないと言っている理由については、法律的な要件、権利的な要件等、処分場内の特有な条件が影響していることもあるので、そういう点について説明をしていけば、ある程度相互理解を得られると思う。説明が必要であれば、そういう機会は持っても構わないと考えている。

委員 住民としては、それぞれ総会で、ドラム缶が残っているのだったら、掘ってもらうという話をしている。

委員 浅内自治会の今年3月の総会時に、No. 1、No. 2 処分場で二千本くらい出たが、それ以外の No. 6 処分場においても、まだ埋まっているという調査結果があるとの説明を簡単に資料とともにした。やはりそのままでは住民は不安だ。これは掘り返して撤去してもらう方向で、継続して話し合っていく、お願いしていくという住民の総会での総意ということで意見が出されている。

委員 能代南土地改良区として、一番重要なのは作物である。作物において、水の重要性は、皆様もご存じだと思う。分水嶺なので、能代市、あるいは、八郎潟まで続いている。それで、もし水に何かあったら、作物がどうなるかということを考えれば、早めの撤去ということを考えてもらわないと、安心して作ることができないというのが、農業者の意見だと思う。今は大丈夫、安心できるという話はしているが、もし何かあったときは、県全体で、相当な被害が出ると思う。それを考えてもらえればと思う。

委員 遮水壁の外に出ているのは、前から滲み出ていたものと言っているけれど、結局、住民としては、限りなくゼロに近づけてもらいたいと考えている。蒲の沢の方には相変わらず流れているし、限りなくゼロにしてもらうために、掘らなければならないのであれば、そのドラム缶はまだあるだろうから、掘ってもらいたいというのが、住民の総意というか、小野沢自治会の意見である。

委 員	部長、頑張って予算を獲得して、次の年にバトンタッチしてください。
委員長	予算の話は、獲得する気があるかどうかの違いじゃないかという話もあったが、現実的には、私にその気があれば獲得できるという単純な話でもない。ただ、今回皆様から、改めて不安があるので撤去してほしいという意見をいただいたので、県が抱えている先ほどのような事情や、今日のご意見も踏まえて検討していくことは必要かと思う。それから、この協議会で説明しきれなかったことを説明する機会があった方がいいという話もあったので、そこは改めて、連絡を取りながら対応を考えさせていただきたいと思う。
委 員	住民5団体としては、あくまでもその処分場の中に液状物が入っているドラム缶があるということが分かっている以上は、撤去していただきたい。撤去しないで、維持管理の報告だけだったら、この協議会というツールをなくしてもいい。そのくらいの覚悟でいる。報告を受けるだけの会では、後々の人に残しておくわけにはいかない。
委 員	あそこの処分場が影響して、蒲の沢、南沢の今がある。今後の維持管理をやっていく上では、過去に何がどういうふうにあったかということを検証しなければ、維持管理には生きてこないと思う。
事務局	誤解のないように言うが、今後何百年も今の維持管理をやって、それをここに報告していくという意味ではない。毎年水質検査の結果を見ながら、検証して効率的な処理推進を図っていくし、国の現行の制度も令和9年度で終わるので、その続きの要望もしていけないといけない。そこで、また色々な判断が出てくると思う。今の段階で撤去するということが言えないだけであって、将来的に撤去しないとは言っていないという意味はそこにある。
委 員	将来が心配だ。
事務局	お気持ちは分かる。5年後にこういう制度が始まるとわかっていけば言えるが、それもない中で、やるといっても嘘になってしまう。
委 員	いずれにしても、撤去しないで維持管理の報告だけになるのであれば、私はもう協力はしない。
事務局	私たちは、そういう会議をするつもりはない。
委 員	いずれにしても、掘るようにしてください。
委員長	本協議会については、維持管理の報告だけして終わる会議という認識はない。今の状況はしっかり報告しながら、この後の対策を一緒に考えていくという姿勢で考えているので、そこはご理解いただきたいと思う。撤去については、県も色々な事情を抱えていて、この場で分かりましたとなかなか言えないが、皆様の意見は今日伺ったので、それを踏まえて、県として、今後対応を検討していきたいと思う。真摯に対応していくので、協議会をやめるとかおっしゃらな

いでください。

委 員

その覚悟を持って、掘ってくださいと言っている。

委員長

色々なことを踏まえて、県として対応していきたいと思う。
様々なご意見いただいたが、環境保全対策については、今後も皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えているので、引き続きよろしくお願いする。

以 上